

コープ東北「食品添加物自主基準」の変更について

2020年7月21日

1. 変更内容

- (1) コープ東北「食品添加物自主基準」を改訂します。
3つの品目を削除とします。不使用添加物が12品目から10品目、使用制限添加物が43品目から42品目となります。
- (2) 変更日は2020年7月21日とします。

2. 変更する理由

- ①厚生労働省が既存添加物を「削除」しました。

2020年2月26日、厚労省が既存添加物名簿から以下の9品目を「削除*」しました。

「削除」とは、厚生労働省が既存添加物名簿から削除することで、今回は9品目の流通実態がないための措置です。「削除」された添加物については販売、製造、輸入、加工、使用等が禁止となります。

■「既存添加物名簿」から削除する品目(9品目)

イタコン酸	シアナット色素
魚鱗箔	フェリチン
クーロー色素	ヘゴ・イチョウ抽出物（不使用添加物）
香辛料抽出物（チャービルから抽出し、またはこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る）	レバン（使用制限添加物）
骨炭色素（不使用添加物）	

*厚労省 医薬・生活衛生局では数年に1回、削除予定添加物名簿策定のための既存添加物の販売等の調査を行っています。今回は2017年12月に196品目の既存添加物に関して販売調査を行い、そのうち68品目が実態を確認できる資料が得られなかったことから、2018年に海外も含めて調査が行われました。その結果、9品目の添加物の流通実態が無かったため名簿から削除されました。

- ②日本生協連の食品添加物基準が改訂されました。

これら9品目のうち、不使用添加物2品目(骨炭色素、ヘゴ・イチョウ抽出物)と使用制限添加物1品目(レバン)が該当しましたので、日本生協連の食品添加物自主基準より4月に削除となりました。